



家庭総合保険
全力サポート

重要事項のご説明



平成27年10月
(平成29年1月地震保険改定対応版)

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、タフ・住まいの保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。当社ホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)にも掲載していますので、必要に応じてご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社へご請求ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします(ご契約時にWeb約款を選択したお客さまは、当社ホームページにてご確認ください)。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券(eco保険証券を選択したお客さまは「マイページ」)ご利用方法のご案内(ハガキ)が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。

ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

▶保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I. 契約締結前におけるご確認事項

- 1 商品の仕組み 2
- 2 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定等 2
- 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等 4
- 4 地震保険の取扱い 5
- 5 満期返れい金・契約者配当金 6

II. 契約締結時におけるご注意事項

- 1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項) 6
- 2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について) 7

III. 契約締結後におけるご注意事項

- 1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) 7
- 2 解約と解約返れい金 7

その他、留意していただきたいこと 8

▼この書面における主な用語についてご説明します。

普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。	時価額	再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。	建物評価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、当社と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険申込書に記載された額をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受ける方をいいます。	他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
記名被保険者	保険申込書の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。「記名被保険者」欄に記載のない場合は、保険契約者となります。	免責金額	支払保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物として保険契約で定めるものをいいます。	危険	損害の発生の可能性をいいます。
保険金	保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、損害保険金および普通保険約款にセットされる特約により支払われるべき保険金をいいます。	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災をいいます。なお、洪水、高潮等は風災に該当しません。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。なお、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故は雪災に該当しません。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮土砂崩れ・落石等をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。		

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害保カスタマーセンター

0120-721-101(無料)

※受付時間 平日9:00~17:00
(土・日・祝日および年末年始は休業)
させていただきます。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024(無料)

※受付時間 [365日24時間]
※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について 注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人 日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

※受付時間 [平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
※携帯電話からも利用できます。※IP電話からは03-4332-5241におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

この説明書では「タフ・住まいの保険(家庭総合保険)」を説明しています。

タフ・住まいの保険は、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。タフ・住まいの保険には、補償範囲の異なる3つのプラン「ワイド」「ベーシック」「エコノミー」があり、いずれかのプランをご選択のうえ、契約していただきます。また、主な特約は以下のとおりです。

※「タフ・住まいの保険」は、家庭総合保険のペットネームです。

○：損害保険金をお支払いする場合 ×：損害保険金をお支払いできない場合

事故の種類	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン
①火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
②風災・雹災・雪災	○	○	○
③水ぬれ/外部からの物体落下等/騒擾	○	○	×
④盗難	○	○	×
⑤水災	○*	○*	×
⑥破損、汚損等	○	×	×

地震保険
(原則自動セット)

地震保険のご契約を希望されない場合には保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(法人の場合は押印)ください。ただし、「書面省略(申込書)特約」をセットのご契約を除きます。

※構造級別がM構造またはM級の場合は、水災の補償を「補償なし」とすることができません。

	自動でセットされる主な特約	任意にセットできる主な特約
物損害等に関する特約	—	●家財明記物件特約 ●風災・雹災・雪災支払条件変更(20万円以上事故補償)特約 ●水災一時金特約 ●建物水災支払限度額特約 ●携行品損害特約 ●類焼損害・見舞費用特約 ●家賃収入特約 ●家主費用特約
費用に関する特約	●地震火災費用特約 ※1 ●災害緊急費用特約 ※2	●事故時諸費用特約 ●事故時諸費用(火災・落雷等限定)特約 ●バルコニー等修繕費用特約 ●弁護士費用等特約
賠償に関する特約	—	●個人賠償特約 ●個人賠償(電車等運行不能賠償追加型)特約 ※3 ●受託物賠償特約 ●借家賠償・修理費用特約 ●マンション居住者包括賠償特約 ●賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

※1 支払割合5%(支払限度額300万円)が自動セットされます。ご希望により支払割合や支払限度額を変更することができます。

※2 1建物敷地内ごとに保険金額に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。

※3 平成29年1月以降始期契約の場合で、所定の条件を満たしているときに限りセットすることができます。

2 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定等

(1) 保険の対象

契約概要

タフ・住まいの保険の保険の対象は、居住用の「建物」※1または「家財」です。なお、下表に該当するものは保険の対象に含まれます。

保険の対象	保険の対象に含まれるもの
建物	①畳または建具類 ②建物に定着している電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフトその他の付属設備 ③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着した物 ④敷地内構築物※2 ⑤建物の基礎※3 ⑥門、塀、垣※3 ⑦物置、車庫その他の付属建物※3
家財	①記名被保険者の親族の所有する家財で保険申込書に記載された建物敷地内に収容されているもの ②建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する次の物 ア. 畳または建具類 イ. 建物に定着している電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフトその他の付属設備 ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着した物

※1 専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所などを併設した居住用建物)をいいます。

※2 建物敷地内に設置された屋外設備・装置、付属構築物のうち物干、遊具、外灯、井戸、噴水、チェーンポール、チェーンゲート、車止め、バリカー、庭木等をいいます。損害を被った保険の対象が敷地内構築物の場合で、損害の額が1回の事故につき、1建物敷地内ごとに100万円を超えるときは、その損害の額を100万円とみなします。

※3 保険申込書に保険の対象に含めない旨を記載する場合は保険の対象に含まれません。

⚠️「家財」を保険の対象とする場合のご注意

(1) 家財の範囲について

家財を保険の対象とする場合、次に掲げるものは保険の対象に含まれません。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ①自動車およびその付属品 | 乗車券等その他これらに類する物 |
| ②動物および植物等の生物 | ④証書、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案その他これらに類する物 |
| ③通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、 | ⑤プログラム、データ |

(2) 家財明記物件について

貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品については、保険の対象に含まれますが、これらに発生した1個または1組ごとに30万円を超える損害については、その損害の額を30万円とみなします。30万円を超える補償をご希望の場合は、家財明記物件として家財保険金額とは別に保険金額を設定ください(別途保険料を払い込む必要があります)。

(2) 基本となる補償

基本となる補償(契約プラン)を構成する事故の種類、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細は、[普通保険約款・特約をご参照ください](#)。なお、補償の対象となる事故の種類は契約プランにより異なりますので、**1 商品の仕組み** をご確認ください。

事故の種類	お支払いする主な場合※1 ※2	お支払いできない主な場合	
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって、保険の対象に損害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none">•保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害•保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱等またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害•保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害•保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きによる汚損を含みます)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害•風、雨、雪、雹、砂塵等の吹込みや漏入による損害•保険の対象の置き忘れまたは紛失による損害•地震・噴火またはこれらを原因とする津波による損害•核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物による事故によって発生した損害 <p>⑥の事故については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none">•建築、加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害•不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって発生した損害•電球・ブラウン管等の管球類のみに発生した損害•楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化•眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等に発生した損害•携帯電話、PHS等の携帯式通信機器等に発生した損害•船舶、航空機等に発生した損害 <p>など</p>	
②風災・雹災・雪災	風災、雹災または雪災によって保険の対象に損害が発生した場合		
③	水ぬれ		給排水設備の破損・詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれによって、保険の対象に損害が発生した場合
	外部からの物体落下等		建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等や建物内部での車両等の衝突によって、保険の対象に損害が発生した場合
	騒擾		騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって、保険の対象に損害が発生した場合
④盗難	盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます)によって、保険の対象に盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合※3		
⑤水災	水災によって、保険の対象に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額)の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合		
⑥破損、汚損等	本表①から⑤の事故による損害のほか、不測かつ突発的な事故※4によって、保険の対象に損害が発生した場合		

※1 消防または避難に必要な処置による損害を含みます。 ※2 庭木の損害については、事故により庭木が枯死し、保険の対象である建物(敷地内構築物を除きます)が同一の事故により損害を受け、損害保険金がお支払われる場合に限ります。 ※3 保険の対象が家財の場合は、通貨等の盗難についても補償されます。 ※4 本表①から⑤の事故は損害保険金の支払の有無にかかわらず破損、汚損等の事故には含まれません。

(3) お支払いする損害保険金の額

契約プランの補償の対象となる事故により、保険の対象に損害が発生した場合にお支払いする損害保険金の計算方法は、次のとおりです。

保険の対象	お支払いする損害保険金の額
建物	損害保険金の額 = 損害の額 - 免責金額 ※損害保険金の額は、建物保険金額が限度となります。 ①焼失、流失または損壊の場合 ア. 全焼・全壊のとき: 損害の額 = 建物評価額 イ. 全焼・全壊以外のとき: 損害の額 = 修理費 (残存物取片づけ費用を含みます) ②盗取の場合: 損害の額 = 再調達価額
家財	損害保険金の額 = 損害の額 - 免責金額 ※損害保険金の額は、家財保険金額が限度となります。 ①盗取以外の場合: 損害の額 = 修理費 (残存物取片づけ費用を含みます) ②盗取の場合: 損害の額 = 再調達価額 ・通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合には1事故につき30万円を限度に、盗難にあった通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の額をお支払いします。 預貯金証書の盗難の場合には1事故につき300万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度に、盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から引き出された現金の額をお支払いします。

(注) 免責金額はすべての事故共通で適用されます(保険申込書(保険証券)に記載がない場合は適用されません)。ただし、すべての事故共通の免責金額を「なし」とした場合でも、保険の対象である家財または家財明記物件に(2)基本となる補償の「事故の種類」⑥の事故により発生した損害に対しては、1事故につき3,000円の免責金額が適用されます。

損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、前記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(4) 主な特約の概要

主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については、[普通保険約款・特約をご確認ください](#)。

特約名	概要
事故時諸費用特約	各プランごとに損害保険金(通貨等の盗難を除きます)がお支払われる場合に事故時に臨時に発生する費用として、損害保険金に保険申込書(保険証券)に記載された支払割合を乗じた額(300万円が限度)をお支払いする特約です。
個人賠償特約	被保険者※1が住宅※2の所有・使用・管理または被保険者の日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。
個人賠償(電車等運行不能賠償追加型)特約※3	上記「個人賠償特約」の補償内容に加え、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です(日本国内のみ)。
類焼損害・見舞費用特約	火災または破裂・爆発事故により、近隣の建物やその収容動産に類焼した場合の類焼先の損害について、類焼先に他の保険契約等がある場合の不足分および見舞金等の費用を補償する特約です。

※1 被保険者とは次のア. からオ. に掲げる方をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 オ. ア. からエ. の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって監督する方(責任無能力者の親族に限ります)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

※2 住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。

※3 平成29年1月以降始期契約の場合で、ワイドプランで「携行品損害特約」および「受託物賠償特約」(特約保険金額100万円)をセットした契約の場合のみ、「個人賠償(電車等運行不能賠償追加型)特約」をセットすることができます(この場合、「個人賠償特約」は選択できません)。

(5) 複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意) 注意喚起情報

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払されない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つ(補償が重複する可能性のある主な特約)

今回セットする特約	補償の重複が発生する他の保険契約の例
タフ・住まいの保険の個人賠償特約	自動車保険の個人賠償特約
タフ・住まいの保険の携行品損害特約	傷害保険の携行品損害補償特約
タフ・住まいの保険の類焼損害・見舞費用特約	他の火災保険の類焼損害・見舞費用特約

(6) 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、以下の点にご確認ください。また、お客さまの保険金額については、保険申込書をご確認ください。保険金の支払基準※1は、建物評価額(家財の場合は再調達価額)が基準となります。

保険の対象	保険金額の設定※2※3
建物	•ご契約時の再調達価額を基準として建物評価額を算出します。建物保険金額は、ご契約時の建物評価額を限度として100万円以上1万円単位で設定できます。ただし、建物評価額の10%未満では設定することができません。
家財	評価額約定方式 •ご契約時の再調達価額を基準として家財評価額を算出します。家財保険金額は、ご契約時の家財評価額と同額とし、50万円以上1万円単位で設定ください。
	新価実損払方式 •ご契約時の再調達価額を限度に、50万円以上1万円単位でお客さまのご希望に応じて設定できます。 •複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入されるよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

※1 保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準をいいます。 ※2 ご契約時の建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えて契約されても、建物評価額(再調達価額)を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

※3 他の保険契約等がある場合は、合算した保険金額が建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えていないかご確認ください。

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間：1年から10年※までの整数年で設定できます。また、1年に満たない短期契約も可能です。

※選択した払込方法によっては、設定できる保険期間に制限があります。

②補償の開始：始期日の午後4時※に始まります。

③補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

※保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造、建築年月※1等により決まります。※2詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。また、実際に契約される保険料については、保険申込書をご確認ください。

※1 建物の建築年月(新築年月)から11か月後となる月の末日までに始期日のあるご契約の場合、建物の保険料に新築料率が適用されます。新築料率とは、新築の建物に適用される料率で、保険料が割安となります。なお、ご契約を更改する場合には、更改後契約について、建物の建築年月(新築年月)から11か月後となる月の末日までに始期日がないときには、新築料率は適用されませんのでご注意ください。

※2 店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職作業の内容により、保険料が異なる場合があります。

[新築料率について知りたい場合](#)

[「保険料」参照](#)

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いできない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます。※1

○：選択できます X：選択できません

主な払込方法	分割払			1年 一時払	長期 一括払	短期契約 一時払
	一般分割払※2	長期月払	長期年払			
口座振替	○	○	○	○	○	X
クレジットカード払(登録方式)※3	X	X	X	○	○	X
払込票払※3	X	X	X	○	○	X

※1 ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

※2 保険料割増が適用されます。

※3 保険料の額によっては利用できない場合があります。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

[勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む場合](#)

[「団体扱・集団扱のご契約について」参照](#)

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日※までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日※までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

※口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかったときは、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

4 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報

地震保険は単独でご契約できません。タフ・住まいの保険(以下 [4 地震保険の取扱い](#))において「主契約」といいます)とセットでご契約する必要があります。主契約が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約することができます。

(2) 補償内容

契約概要

注意喚起情報

①地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。ただし、地震保険では実際の損害の額や修理費用をお支払いするものではありません。下表の「お支払いする保険金の額」をご確認ください。

損害の程度	保険金をお支払いする場合(建物の主要構造部とは、軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます)		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の50%以上	家財の損害の額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
半損※	主要構造部の損害の額が建物の時価額の20%以上50%未満	家財の損害の額が家財の時価額の30%以上80%未満	地震保険の保険金額の50%(時価額の50%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満		
一部損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害の額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	上記損害の程度に至らない建物の床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水		

※平成29年1月以降始期契約からは、「半損」が2分割され、損害区分は「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の4区分となります。「大半損」「小半損」の認定基準は下表のとおりであり、「全損」「一部損」に変更はありません。

損害の程度	保険金をお支払いする場合(建物の主要構造部とは、軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます)		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
大半損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害の額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害の額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		

[地震保険の損害認定を詳しく知りたい場合](#)

[「地震保険損害認定基準表\(抜粋\)」参照](#)

②1回の地震等※1による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円※2を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{保険金の総額}} \times 11.3 \text{兆円}$$

※1 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これを一括して1回の地震等とみなします。

※2 平成28年7月時点の金額です。なお、本金額は「地震保険に関する法律」施行令および施行規則により定められています。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合等

契約概要

注意喚起情報

①地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。

②門、塀または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は、保険金のお支払い対象とはなりません。

③損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金のお支払い対象とはなりません。

(4) 保険期間、保険料の払込方法等

契約概要

①主契約の保険期間が5年以下の場合、地震保険の保険期間および払込方法は、主契約と同じになります。

②主契約の保険期間が5年を超える場合、地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動継続する方式※1※2があり、主契約の保険期間とあわせて契約していただきます。地震保険自動継続時の保険料払込方法は原則として主契約と同じとなりますが、主契約の払込方法によっては異なる場合があります。

※1 保険期間の満了日が属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動継続されます。

※2 保険期間の途中で保険料率(保険料)が改定となった場合、改定日以降に自動継続されるご契約から保険料率(保険料)を変更しますのでご了承ください。

(5) 引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

契約概要

①地震保険の保険の対象は、「居住用建物」または「家財」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。なお、次のものは保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿
- 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- その他

②地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、主契約の保険金額の30~50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

③地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。

④所定の確認資料の提出により、免震・耐震性能に応じた割引(建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引)を適用できる場合があります。

⑤震源モデル等の更新などを踏まえ、地震保険料の見直しを行いました。お客さまのご負担を抑えるため、3段階に分けた料率改定を行うことを予定しています(1回目の改定は平成29年1月実施)。

⚠ 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

5 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

タフ・住まいの保険および地震保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めた項目(保険申込書※上の「※」印の項目(告知事項))について事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。

※ご契約時に当社に提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) 故意または重大な過失等によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項
①建物または家財を収容する建物の情報：所在地、面積、構造(柱区分、耐火基準、建物形態・用法など)、建築年月、共同住宅戸室数、建物内の職作業・作業規模※など
②他の保険契約等に関する情報：建物・家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約に関する情報
③地震保険をご契約の場合は、地震保険の割引に関する情報：建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引

※建物または家財を収容する建物が併用住宅である場合に告知事項となります。

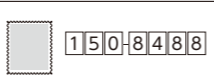
2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

注意喚起情報

(1) 保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申し出ください。お申し出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「業務品質向上推進部 お客さま相談デスク」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効。代理店・扱者ではお申し出を受け付けることはできません)。

以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下の契約
- 営業または事業のための契約
- 法人または社団・財団等が締結された契約
- 質権が設定された契約
- 第三者の担保に供されている契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれた契約

〈ハガキの記載内容〉 表面〔宛先〕	裏面〔記載事項〕
 東京都渋谷区恵比寿 1丁目28番1号	①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言 ②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先) ③ご契約を申し込まれた年月日 ④保険種類 ⑤領収証番号または証券番号 ⑥ご契約を取り扱った代理店・扱者名 ⑦ご契約の取扱営業店名
あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社 業務品質向上推進部 お客さま相談デスク行	

(2) クーリングオフのお申し出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

(3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また代理店・扱者および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者には以下に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく代理店・扱者または当社に連絡する義務(通知義務)があります。

通知事項 (ご契約後にご連絡いただくべき事項)

- ①建物または家財を収容する建物の構造(柱区分、耐火基準、建物形態・用法など)、建物内の職作業・作業規模※1を変更した場合
- ②建物の買替えや建替えをした場合
- ③建物・家財などを引越などにより他の場所に所在地変更した場合
- ④建物の増築・改築または一部取り壊しを行った場合
- ⑤この保険契約で補償しない事故により、建物または家財※2が一部滅失した場合

※1建物または家財を収容する建物が併用住宅である場合に通知事項となります。 ※2「家財新価実損払特約」をセットしたご契約の家財は含まれません。

保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、上記の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、以下のとおりとなりますのでご注意ください。

ア. 通知事項の①から③に該当する場合：ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

イ. 通知事項の④に該当する場合：保険金を削減してお支払いすることがあります。

(2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ①譲渡・売却などにより建物の名義を変更する場合
- ②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ③ご契約後に建物・家財の価額が著しく減少した場合

(3) 以下に掲げる場合においては、保険の対象がこの保険の引受範囲を超えてしまうため、保険期間の途中でであってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。この場合において、当社の取り扱う他の商品でお引受けできるときには、改めてご契約直すことができますが、本商品と補償内容が異なる場合があります。

- ①保険の対象の所在地が日本国外となった場合
- ②建物の使用目的を変更し、居住用ではなくなった場合
- ③家財のすべてを設備・什器として使用することになった場合

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等を請求することがあります(特に、「初回保険料口座振替特約」とあわせて、「保険料一般分割払特約」または「長期保険料分割払特約」(長期月払の場合)をセットした契約については、原則として追加請求が発生します)。また、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

解約以外の失効等となる保険契約の取扱いを知りたい場合

「無効、失効、取消しについて」参照

その他、留意していただきたいこと

1 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。タフ・住まいの保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金等は100%補償されます。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険の適正なお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払いのために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則(第53条の10)に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- 法令等の対応について
個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。
- 契約等の情報交換について
当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について
当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

詳しくは

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

4 親族連絡先制度について

連絡先親族※を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

※保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ①連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店・扱者または当社にあった場合
- ②代理店・扱者または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で記名被保険者が暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められない場合を除きます)。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者または記名被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

6 継続契約について

当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」に定める書類等を提出していただく場合があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合

「万一、事故が発生した場合のご注意」参照